

広島県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十八号

広島県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的として県が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、広島県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 国から交付された医療介護提供体制改革推進交付金相当額及び地域医療対策支援臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第

一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（処分の特例）

2 基金の一部に相当する額を国に納付するときは、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分できるものとする。